

下水道使用料体系の見直しに係る市民意見募集の実施結果について (滝川市下水道条例等の一部を改正する条例案関係)

1 下水道使用料体系の見直しに係る市民意見の募集について

件名	下水道使用料体系の見直しに係る市民意見の募集について（滝川市下水道条例等の一部を改正する条例案関係）
募集期間	平成30年2月1日（木）から2月20日（火）まで
募集場所	3施設4カ所（市役所1階・4階、江部乙支所、東滝川地区転作研修センター）
意見提出者数	2名（2件）

2 いただいた御意見の類別について（合計2件中）

A	賛成又は概ね賛成のもの	0件
B	反対又は概ね反対のもの	0件
C	その他	2件
		合計 2件

3 御意見の要旨と市の考え方

No.	御意見の要旨	御意見に対する市の考え方
1	<p>基本水量見直しで、業務用の15㎡以下の月額料金が1,100円下がることは、遅すぎた感じはありますが賛成です。小さな事務所などでは、トイレやお茶程度でほとんど水を使わないのに、上下水道で毎月約7千円支払うことに不満や不公平感があったと思います。</p> <p>家事用は、基本水量を下げることに反対はしませんが、子育て世帯への配慮がほとんどないので、子育て世帯の福祉料金の対象要件の拡大をこの機会に検討していただきたい。</p>	<p>子育て世帯に対する減免は、下水道使用料だけではなく、水道使用料、し尿処理手数料、ごみ処理手数料について行っており、下記のとおり、いずれも同じ基準で「母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による母子家庭又は父子家庭に属する者で、規則で定める要件に該当するもの」を対象としています。</p> <p>したがって、減免対象とする子育て世帯の拡大に当たっては、下水道使用料だけでなく、同じ基準で行っている他の料金についても検討が必要であること、また、財政的にも新たな減額分の財源負担が困難であることから、現時点では今後の課題と考えます。</p> <p>（※本件は、子育て世帯の福祉料金に対するご意見ですので、子育て担当所管課による回答となっております。）</p>

No.	御意見の要旨	御意見に対する市の考え方
2	<p>一般家庭では家族構成が一昔前では一世帯当たり 4~5 人が多かったのではと感じますが、現在は核家族化が進み、一世帯当たり 1~3 人が多いのかなと感じます。</p> <p>そうなってくると、世帯当たりの下水道の料金も変化してくるのだろうと思います。</p> <p>一般世帯の使用量が減ってきますと、以前の料金では徴収し過ぎるのではという印象があります故、使用量が少ない世帯に対しては料金を見直し、使用量に見合った額にするべきではと思います。</p> <p>一方事業系の使用料については用途によっては高く感じます。事業系でもいろいろな業種がありますので、例えば土業の個人事務所は殆ど独居老人宅と変わらない程度の使用料ではないかと察します。であれば、事業向けとはいえ料金設定の見直しが求められるのかなと思います。</p> <p>事業系でも浴場や飲食業などの事業所がどれくらいの使用量なのか見当がつかないので何とも言えません。</p>	<p>ご意見のとおり、家事用においては、少子高齢化及び核家族化の進行、業務用においては、本市における件数、割合ともに製造業が減少する一方、サービス業が増加していることから、家事用・業務用ともに1件当たりの使用水量が減少しております。</p> <p>今回の見直し案は、収支の改善ではなく、今後5年間の下水道事業の収支を維持するため、現行の使用料収入総額を確保する中で、可能な限り現在の使用実態に近づけることが目的であり、家事用の基本水量を8 m³から7 m³に、業務用の基本水量を20 m³から15 m³に引き下げ、基本使用料は、家事用が消費税8%込みで167円の減、業務用が同1,100円の減とすることで、使用水量が減少している現在の使用実態に近づけております。</p> <p>業務用の使用料については、業種ごとに細分化するとなりますと、業務が多岐にわたる事業所の業種をどのように認定するかなど事務作業の煩雑化や細分化による使用料システムの改修等営業費用の増大が予想されます。</p> <p>また、業種によって使用料に差がつくこととなりますので、使用者の方からのご理解が得られないと考えております。</p>